

公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社
役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社（以下「公社」という。）の定款第 18 条及び第 34 条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 16 条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 常勤役員に対する報酬は月額とし、就任日の属する月から退任、辞任又は死亡の日の属する月まで支給する。ただし、就任日が月の途中である場合には、日割計算で支給する。

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会への出席等、必要の都度、支給する。ただし、次の 2 号に該当する者及び本人が報酬の受け取りを辞退した者には支給しない。

(1) 名古屋市職員

(2) 名古屋市を退職した者で同市の外郭団体その他理事長が定める団体の常勤役員の職にある者

3 公社の職員を兼務する役員に対する報酬は支給しない。

4 役員に対する賞与は支給しない。

5 役員に対する退職手当は支給しない。

6 評議員に対する報酬は、評議員会への出席等、必要の都度、支給する。ただし、次の 2 号に該当する者及び本人が報酬の受け取りを辞退した者には支給しない。

(1) 名古屋市職員

(2) 名古屋市を退職した者で同市の外郭団体その他理事長が定める団体の常勤役員の職にある者

(報酬額)

第 4 条 理事に対する報酬は、毎年度総額 25,000 千円を超えないものとし、各理事に対する報酬の額は次のとおりとする。

(1) 常勤の理事に対する報酬は、別表 1 に定める年額報酬限度額内において、理事会で定める額とする。

(2) 非常勤の理事に対する報酬は、別表 2 に定める額とする。

2 常勤の監事に対する報酬は、別表 1 に定める年額報酬限度額内において、評議員会で定める額とし、非常勤の監事に対する報酬は、別表 2 に定める額とする。

3 評議員に対する報酬は、定款第 18 条に定める各年度の総額の範囲内において別表 3 に定める額とする。

(報酬の支払方法等)

第 5 条 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令等の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払う。

(報酬等の支給日)

第 6 条 常勤役員の報酬の支給日は、職員給与の支給日とする。

(通勤手当及び旅費)

第 7 条 常勤役員には、その通勤の実態に応じて、職員の例により通勤手当を支給する。

2 役員及び評議員が、公社の職務のため旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(公表)

第 8 条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成23年1月24日第95回評議員会）

この規程は、公社が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行し、従前の役員等の報酬等支給規程については、この規程の施行をもって廃止する。

附 則（平成28年6月13日平成28年度第1回評議員会）

この規程は、平成28年6月13日より施行する。

附 則（令和7年6月16日令和7年度第1回評議員会）

この規程は、令和7年6月16日から施行する。

別表 1

役 員 名	年額報酬限度額
理 事 長	8,500 千円
専務理事	8,500 千円
常務理事	7,500 千円
監 事	6,500 千円

別表 2

非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、一人一律 10,000 円（源泉所得税控除後の金額）

別表 3

評議員の報酬

評議員会等出席の都度、一人一律 10,000 円（源泉所得税控除後の金額）